

議案第 29 号

第 27 回参議院議員通常選挙の投票所内氏名掲示の順序のくじの日
時、場所について

第 27 回参議院議員通常選挙の投票所内氏名掲示の順序のくじの日時及び場所
を下記のとおりとする。

令和 7 年 7 月 2 日提出

清須市選挙管理委員会

委員長 増 田 温 美

記

1 日時

令和 7 年 7 月 3 日（木） 午後 6 時

2 場所

清須市役所北館 3 階（清須市須ケ口 1 2 3 8 番地）

【提案理由】

公職選挙法第 175 条第 2 項は、「投票所内（期日前投票所含む）で公職の候補者の氏名及び党派別を掲示しなければならない。」と規定しており、投票所内氏名掲示については同条第 3 項により「市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があった日において（中略）（立候補の）届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。」と規定されているため、そのくじについての日時、場所をあらかじめ決めておくものです。また、このくじについては、同条第 7 項に規定されているとおり「立ち会うことができる」というものです。